



《一般質問》

問 最低制限価格はダンピング等の安価な価格での受注による工事の質の低下を防ぎ、適正な履行を確保することを目的として設定するもので、現行制度及び昨今の入札制度から推測すると、赤字受注、品質の低下、下請へのしわ寄せ及び労働条件の悪化などが生じる危険性が高まっている。適正で品質の高い工事を確保できる価格へのしわ寄せ及び労働条件の悪化などが生じる危険性が高まっている。適正で品質の高い工事を確保できる価格、受注者が赤字にならない価格、適正な利潤を得る価格、これを発注者が算出することは困難であるため、業者が入札した価格が実勢価格のあらわれであることから、入札価格の平均に一定の係数を乗じて最低制限価格を算出する変動方式の制度を試行的に導入している。ある意味、理にかなっているように思うが、適正な発注と言えるのかどうかは疑問である。

トこれから行われる入札に関して、受注者に対しアンケートをとり、入札制度改革のフォローアップと改善策を講じる時期に来ているのではないか。今後の入札制度改革及びフォローアップに関する考え方を問う。

総務課長 調査等をしながら、この制度の改善を図り、よりよい入札の制度にしていきたいと考えている。

大木町建設工事競争入札参加者の等級別請負工事標準額

(1) 土木一式工事	
等級	請負工事標準額
A	3,000万円以上
B	1,500万円以上～3,000万円未満
C	500万円以上～1,500万円未満
D	500万円未満

(2) 建築一式工事	
等級	請負工事標準額
A	10,000万円以上
B	5,000万円以上～10,000万円未満
C	5,000万円未満

(3) ほ装工事	
等級	請負工事標準額
A	2,000万円以上
B	2,000万円未満

（4）電気工事	
等級	請負工事標準額
A	3,000万円以上
B	1,000万円以上～3,000万円未満
C	400万円以上～1,000万円未満
D	400万円未満

(5) 管工事		100万円未満
等級	請負工事標準額	
A	3,000万円以上	3,000万円未満
B	3,000万円未満	3,000万円未満

B	3,000万円未満
(6) 水道施設工事	
等級	請負工事標準額
A	3,000万円以上
B	1,000万円以上～3,000万円未満
C	400万円以上～1,000万円未満
D	400万円未満

D	400万円未満
入札参加者の区域別分け	
町 内	大木町の区域
柳川管内	大木町、柳川市、大川市及びみやま市の区域
3地区管内	柳川管内、大牟田市、久留米市、小郡市、うきは市 大刀洗町、八女市、筑後市及び広川町の区域
県 内	福岡県全ての区域

手で技術と技能によつてつく
り上げていくもの。せめて予
定価格といつものをきちっと
置いた上でどれぐらいなら適
切に工事を実施できるのかと
いう考え方で発注者側も考えて
はどうかと思う。変動型は、
安ければいいという延長にあ
る考え方ではないと思うが、問
題が生じる前に、落札業者に
対し赤字受注をしていないの
か、無理な工期及び品質低下
を招いていないのか、下請のし
わ寄せ及び労働条件の悪化な
どが生じていないのか、適正
な概算設計に基づく価格設
定になつてゐるつか、これら

業者等級別格付	
(1) 土木一式工事	
等級	総合評定値
A	940点以上
B	720点以上～940点未満
C	550点以上～720点未満
D	550点未満

(2) 建築一式工事	
等級	総合評定値
A	820点以上
B	700点以上～820点未満
C	700点未満

C (3) ほ装工事	
等級	総合評定値
A	870点以上
B	870点未満
(4) 電気工事	
等級	総合評定値
A	710点以上
B	610点以上～710点未満
C	520点以上～610点未満
D	520点未満

(5) 管工事	
等級	総合評定値
A	710点以上
B	710点未満
(6) 水道施設工事	
等級	総合評定値
A	710点以上
B	610点以上～710点未満
C	520点以上～610点未満
D	520点未満

予定価格500万円未満の競争入札参加者選定	
予定価格	競争入札参加者
250万円未満	町内業者
250万円以上～500万円未満	町内業者・ 町外業者1社

小畠 裕司 議員

入札制度の改革は

答 よりよい入札制度を目指す

本町においても、過
去、いろいろ問題があ
り、入札制度改革に意欲的に
取り組みが行われてきた。
その中で、透明性を向上さ
せ、同時に工事の質を確保す
る制度構築、最低制限価格制
度の施行、総合評価方式の施
行など改革が行われてきた。
現在、町内で行われている
主な入札方法、これから改革
予定のある入札方法、過去、
不落になつた物件、指名業者
全員が辞退する入札不調物
件等を伺う。

総務課長 実施している入札制度については、開札後に有効な入札において入札価格の低いものから順に入札参加資格の審査を行い、その者が資格を有している場合に落札を決定する事後審査型条件一般競争入札及び事後審査型指名競争入札や、価格に加え技術的要素を総合的に評価し数値化した評価値の最も高い業者を落札者とすることにされた調達を行う総合評価方式による競争入札がある。また、ダンピング受注対策として、事後審査型条件付一般競争入札において、実勢価格を入札制度に反映

一方では町内業者の受注量の増加及び受注率の向上を図るとともに、予定価格250万円未満の建設工事においては町内業者のみを指名業者とし、予定価格50万円以上500万円未満の建設工事においては町内業者を優先しつつ、不特定の町外業者を原則1社のみ参加させる制度としている。今後の入札制度の改革は、すべての入札案件の実施に際して、大木町入札委員会を開催し、その内容について審議を行っている。本年度も最低制限価格公表制度による公表時定期を事後から事前に改めるなど見直しを行った。今後とも積極的に入札制度の検証、見直しを行い、談合等の不正行為を防止し、入札・契約手続の公正性・競争性・透明性をより高めることで、価格と品質においてすぐれた公共調達の実現を図っていくといふと考へている。

表に制
調になつた案件は、平成23年度
一般競争入札で入札参加者が、
かつたものが1件、指名競争が、
札で入札参加者が1社のみだ
たものが3件あり、また平成24
年度は12月11日時点において、
般競争入札で入札参加者が、
かつたものが2件、指名競争が、
札で入札参加者が1社のみだ
たものが2件となつてゐる。
お、予定価格を下回る応札が、
かつたために入札が不調にな
た件数は、平成23年度、24年度
ずれもない。

改革に取り組んでいただきたい。また、入札に参加できる者の資格の中で、限定している資格があるので、関係法令と照らし合わせながら2種以上の付帯工事が出来るようであれば、専門業者だけではなく、建築工事業も入札に参加さるべきではないか。

改革に取り組んでいただきたい。また、入札に参加できる者の資格の中で、限定している資格があるので、関係法令と照らし合わせながら2種以上の付帯工事が出来るようであわば、専門業者だけではなく、建築工事業も入札に参加すべきではないか。